

津市創業資金融資保証料補給金実施要領

1 目的

この要領は、創業者が三重県における創業・再挑戦アシスト資金融資要綱（以下「三重県要綱」という。）の規定に基づく融資を受ける場合において、その必要となる三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に係る信用保証料（以下「保証料」という。）について補給金を交付することにより、創業に要する経費負担を軽減し、市内において創業する者の経営の安定及び事業の発展を図ることを目的として、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）及び津市創業資金融資等に係る補給金交付要綱（平成29年津市訓第44号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

2 交付の対象

補給金は、三重県要綱の規定に基づき保証協会の保証を得て融資を受けた本市の区域内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、又は新たに事業所を設置し創業しようとする者に対して、これを交付するものとする。

3 補給金の額

補給金は、融資に係る保証料の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、融資に係る保証料の額にかかわらず、10万円を限度とする。

4 交付の申請

補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 金融機関の発行する保証料受入証明書
- （2） 市税に係る完納証明書
- （3） その他市長が必要と認める書類

5 交付申請の期限

4の規定による申請は、融資が行われた日から起算して3月以内にこれを行わなければならない。

6 決定通知

市長は、交付申請があったときは、補給金の交付の適否について決定し、その旨を補給金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

7 補給金の請求

６の規定による補給金の交付決定に係る通知を受けた者は、市長に対し当該通知に係る補給金の支払を補給金請求書（第３号様式）により請求するものとする。

8 補給金の返還等

市長は、補給金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合その他必要があると認める場合は、補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （１） 偽りその他不正の手段により補給金の交付の決定を受けた場合
- （２） 繰上償還等により保証協会から保証料の返還を受けた場合
- （３） その他市長が不適當と認めた場合

附則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。